

ＪＲ浦和電車区事件の「不当判決」を満腔の怒りをもって糾弾する

本日7月17日、東京地方裁判所はＪＲ浦和電車区事件の美世志会7名に対し、懲役2年～1年の執行猶予付きの不当判決を言い渡した。判決は大潤さんに2年（執行猶予4年）山田さんに1年8ヵ月（執行猶予3年）梁次さん、上原さんに1年6ヵ月（執行猶予3年）ハツ田さん、斉藤さん、小黒さんに1年（執行猶予3年）というものである。判決は強要はなかったという事実を歪め、覆い隠し、事件をでっち上げた検察のストーリーを反映している。まさに司法が国家権力の意志を体した不当判決である。ＪＲ総連はこの不当判決を、満腔の怒りをもって糾弾する。

「事件」は国家意志にもとづくが故に、これまでも弾圧は容赦はなかった。美世志会7名の保釈申請は何度も却下され、344日間もの長期勾留を強いられてきた。さらにこのＪＲ浦和電車区事件を機に、東京駅事件や二度の業務上横領事件をでっち上げ、そのたびに大規模な家宅捜索・押収をおこなった。そしてマスコミや御用組合を使つての「過激派・革マル・テロリスト」といった悪宣伝である。このようなすさまじいまでの弾圧の根拠は、2001年の9・11テロに対し「テロにも戦争にも反対」と『鬼の咆哮』で反対の声を上げ、日本が「報復戦争」に加担することに反対を訴えたことによる。現に安倍政権は、「戦後レジームからの脱却」として、戦後成し得なかった悪法を次々と成立させ、戦争政策を進めている。今回の不当判決はこうした政治の流れとは無縁ではない。しかし我々は、その国家意志をはらむ弾圧の本質を世に訴え、正義の闘いとして立ちはだかり貫徹してきた。今回の判決は、平和運動をまじめにおこなう労働運動を潰すという国家意志につき従うものでしかないのだ。

7名の不当逮捕から4年8ヵ月、ＪＲ総連傘下の組合員をはじめ、支援する会、弁護団、賛同人ほか、多くの運動を創りだしてきた。もちろん美世志会7名は、法廷の内外を問わず闘い抜いた。7名は4年間、ひたすら全国を駆け回り、弾圧の本質と支援を訴えた。その集会は2,000回を超えた。支援する会の賛同者は10万2,000名。各地での集会は支援する会によって創りあげられ、支援と反彈圧の輪を拡げていった。傍聴券獲得行動には8万5,000名、ILO勧告の履行を求める署名39万1,076筆、公正・公平な裁判を求める署名69万3,446筆。松川事件以上だといわれる弾圧に、それ以上の賛同と支援を、日本中へ、そして世界へと発信・拡大していった。2004年11月と2005年11月にはILOが日本政府に対する「勧告」を発し、日弁連も2005年3月にＪＲ総連やＪＲ東労組への国策捜査に対し、警視総監への「警告」を発している。

そのような私たちの闘いの広がりには権力側は、さらに次なる弾圧をおこなうであろう。しかし私たちはいかなる弾圧にも屈せず、さらに戦線を強化する。ＪＲ総連はこの不当判決の意味をさらに大きく拡げる連帯の闘いを創造し、同時に権力と結託する御用組合をはじめ、「民主化」と称して弾圧に与する輩からの「悪宣伝」に対し、断固として闘う。そして、さらに平和の闘いを進め、戦争への道を許さない闘いを何としても闘いぬく。

ＪＲ総連は第一審の不当判決に怒りをもち、堂々と正義と平和・反彈圧の道を、共に闘い続けることを訴える。

2007年7月17日

全日本鉄道労働組合総連合会（ＪＲ総連）